12　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

13　その他特記事項

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二十三条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「第六十六条の二十二」の下に「、第六十六条の四十五第一項」を加え、「第百六条の六」を「第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第百六条の二十」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第百六条の二十七」の下に「（同法第百九条において準用する場合を含む。）」を、「第百五十六条の三十四」の下に「、第百五十六条の五十八」を加える。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二十四条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二十七条の三十第一項」の下に「、第二十七条の三十五」を加え、同項第一号中「並びに銀行法第五十二条の六十一第二項」を「、第五十二条の六十一第二項」に改め、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）」の下に「並びに第五十二条の八十一第三項（長期信用銀行法第十七条、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二の三第一項、信用金庫法第八十九条第七項、労働金庫法第九十四条第五項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第百二十一条の八第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第三百十一条第一項（」の下に「農業協同組合法第九十二条の九第一項、水産業協同組合法第百二十一条の九第一項並びに」を加え、「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削り、「第九条の七の五第一項」の下に「並びに第六十九条の四第一項及び第二項」を加え、同項第八号中「及び第四十一条の三十第三項及び第四十一条の五十八第三項」に改め、同項第十五号中「及び第八十条第二項」を「、第八十条第二項及び第八十五条の二十一第三項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の四において準用する場合を含む。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三十三　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二十二条第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の二十一第三項

第二項中「並びに第二十七条の三十第一項」を「、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第四号中ヌをルとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定信用事業等紛争解決機関（中小企業等協同組合法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合　当該信用協同組合等が同法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約（同法第九条の七の三第一項第一号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ハ及び第百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ハ及び第百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。）の内容

第五十条中「リスク」の下に「並びに当該信用協同組合等が講ずる中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項に定める措置の内容」を加える。

第六十九条第一項第四号に次のように加える。

ハ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第九十五条中「リスク」の下に「並びに当該信用協同組合が講ずる中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項に定める措置の内容」を加える。

第百十条の四の削除

第百十条の五中「第三十四条の二第三項第六号」を「第三十四条の二第三項第四号」に、「次に掲げる事項」を「申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第百十条の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨」に改め、同条各号を削る。

第百十条の六第一項中「第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百十条の七第一号中「第百十条の十第一項各号」を「第百十条の七の三第一項各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第百十条の七の二　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定預金等契約である旨